「大台町物価高騰対策生活応援商品券」
取扱店舗募集

大　台　町
大台町商工会

物価高騰の影響を受けたことによる町民の家計負担の軽減と、地域経済の停滞を緩和することを目的に商品券を配布します。
つきましては、取扱店舗の募集しますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

１　配布概要
全町民（８，４６３人）　総額４３，１０５千円

２　配布商品券
町民１人当たり　５，０００円（５００円券×１０枚綴り）

４　使用期間
令和５年１２月１日（金）～令和６年２月１８日（日）

５　取扱店舗
大台町内に店舗を有する事業所
※業種及び販売品目によって取扱店舗に登録できない場合があります。

６　申し込み手続き
①前回の取扱店舗で、今回も登録を希望する場合
→手続きは不要です。
ただし、登録内容（振込先）などに変更がある場合は、改めて「登録申請書」を提出してください。
１１月中旬頃にポスターや換金請求書などを郵送します。

②前回の取扱店舗で、今回は登録を希望しない場合
→申込締切日までに「登録を希望しない」旨、連絡をお願いします。

③新規に登録を希望する場合
→「登録申請書」を提出してください。

④その他
令和４年度大台町物価高騰対策生活応援商品券に係る取扱店舗一覧表（初回登録分）を送付させて頂きます。取扱店舗名の変更・追加等のご参考にお使いください。

７　申込締切日

令和５年１１月１日（水）必着

※短期間ですが、ご協力お願いします。

※申込締切日以降も取扱店舗の登録申請を受け付けますが、町民の皆様へ配布する加盟店一覧への掲載には間に合いませんので、ご了承ください。

８　手数料

換金手数料、振込手数料とも不要です。

９　換金方法

①商品券換金は商工会事務所又は商工会が設ける臨時商品券換金場所（宮川総合支所内、日進出張所内）へ請求書と併せて持込下さい。なお、臨時商品券換金場所は換金締切日に合わせて設けさせて頂きます。

②換金は登録口座へ振込

原則　毎月１０日締切回収分は当月２０日支払
毎月２０日締切回収分は当月末支払
毎月末締切回収分は翌月１０日支払
（最終は令和６年２月２９日回収締切）

10　商品券で利用ができないもの（行為）

①つり銭の禁止、両替の禁止
②不動産や金融商品
③たばこの購入
④商品券やプリペイドカード、切手等換金性の高いもの
⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
⑥国税、地方税や使用料などの公租公課
⑦公共料金の支払い
⑧その他、法律で商品券による購入が禁じられているもの

商品券発行者：大台町	大台町佐原 750 TEL 0598-82-3783　町民福祉課
受　託　者：大台町商工会	大台町佐原 1001-4 TEL 0598-82-1411　担当＝上岡・高山